

【エクロールヨガ ヨガインストラクター養成講座（RYT200/500 ヨガワーケーション）受講約款】

受講生（以下「甲」という）と、エクロールヨガ（以下「丙」という）は、以下のとおり「ヨガインストラクター養成講座（RYT200/500 ヨガワーケーション）」（以下「本講座」）という受講約款を締結する。

【第1条】（契約の締結）

本契約は、甲が別紙の受講申込書に必要事項を記入し、郵送またはEメールにて丙に交付し、これを丙が承認することにより成立する。

前項の定めにかかわらず、次の各号に掲げる事由に該当するときは、各要件を充たすことを条件として受講契約が成立するものとする。

- (1)甲が未成年であるときは、親権者の同意があること。
- (2)受講料の支払いにクレジットを利用する場合は、クレジットの契約が成立すること。
- (3)年齢、資格など受講条件のある講座にあっては、受講条件を充たしていること。
- (4)インターネット等の通信手段を通じて提供される講座を受講するために必要な通信機器、通信回線及びその他の設備を甲の費用と責任において準備できること。
- (5)丙との連絡に必要な受信可能な自己名義のメールアドレスを保有していること。

【第2条】（受講契約の内容）

1. 丙は甲に対し、本講座において、丙の定める講座の役務を提供する。
2. 丙は、甲に対し、本講座に必要となるテキスト及び補助教材を提供する。
3. 甲が本講座を修了するためには、受講期間内に、講座内で提出された課題を丙に対して提出する必要がある。
4. 丙は、本講座終了日までの期間において、カリキュラム及び講師について変更ができるものとし、事前に甲に対し変更の通知を行う。なお、講師のやむをえぬ事情（病気等）による当日の変更もあるものとする。

【第3条】（講座の提供方法）

本講座の提供方法は、以下に掲げる方法にて行うものとする。ただし、講座内容によっては、一部の方法による提供がなされない場合がある。

- (1)放送、有線放送、インターネットその他の通信手段により、生中継または録画の方法により、一人又は複数の受講生に対して授業を配信する。
- (2)講師が、甲に対してメール、その他インターネット等を通じて指導を行う。
- (3)教材を提供ないし貸与（電子的な方法を含みます）して、甲が自習学習を行い、学習の進捗状況に応じて、インターネットなど通信回線を介し、講師が甲に対して指導を行う。
- (4)丙が定める会場にて講師が、甲に対して対面講座、メール、その他インターネット等を通じて指導を行う。

【第4条】(受講料の支払い)

1. 甲は丙に対し、本講座の受講料を、丙の指定する預金口座に振り込む方法またはクレジットカード決済により支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。
2. 甲から丙に対し特段の要望がない場合は、預金口座に振り込む方法の場合は金融機関の発行する振込を証明する書面をもって領収書に代えるものとする。クレジット決済の場合はカード会社が発行する利用明細書をもって領収書に代えるものとする。
3. 申込後7日以内に受講料の入金が確認できない場合には、丙は、甲からの申込みを承諾しないことができるものとする。

【第5条】(本講座の開催中止について)

1. 本講座の開始前、丙のやむを得ない理由により、本講座の開催を中止する場合、丙は甲に対し、甲から受領済の受講料を全額、無利息にて返還するものとする。なお、振込手数料は丙の負担とする。
2. 本講座の開始後、丙のやむを得ない理由により、本講座の継続を中止する場合、丙は甲に対し、甲から受領済の受講料を全額、無利息にて返還するものとする。なお、振込手数料は丙の負担とする。

【第6条】(著作権)

1. 甲は本講座の募集用パンフレットや、本講座で使用するテキスト、動画、その他一切の教材などを、著作権法で定める利用者個人の私的使用の範囲を超える複写複製・転用してはならない。
2. 甲は、丙の承諾を得ないで、いかなる方法においても、第三者をして、本講座を通じて提供されるいかなる情報も使用させたり、公開させたりすることはできない。
3. 本条の規約に違反して問題が発生した場合、甲は、自己の責任と費用において係る問題を解決するとともに、丙に何らの迷惑または損害を与えないものとする。

【第7条】(禁止事項)

1. 甲は、以下に掲げる行為を行ってはならない。
 - (1) 第三者もしくは丙の財産もしくはプライバシー等を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為
 - (2) 第三者もしくは丙に、不利益もしくは損害を与える行為、またはその恐れのある行為
 - (3) 本講座で使用する自己のID、パスワードを複数人で共有利用する行為
 - (4) 本講座で使用する他の受講生のID、パスワードを利用するなど、第三者に成ります行為または自己のID、パスワードを第三者に利用させ、または貸与、譲渡、名義変更、売買等する行為
 - (5) 本講座の運営を妨害する行為
 - (6) 公序良俗に反する行為
 - (7) 犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、またはその恐れのある行為
 - (8) 虚偽の申告、届出を行なう行為
 - (9) 本講座を利用した営業活動もしくは営利を目的とする行為、またはその準備を目的とする行為。ただし、丙の指定した方法もしくは別途承認した場合には、この限りではない

- (10) 第三者もしくは丙の名誉もしくは信用を毀損する行為
 - (11) コンピュータウィルス等有害なプログラムを使用もしくは提供する行為、またはその恐れのある行為
 - (12) その他、国内外の法律、法令に違反する行為、またはその恐れのある行為
 - (13) その他、丙が不適切と判断する行為
2. 甲が前項に反する行為を行なった場合、丙は必要に応じ、本契約の一部又は全部を解除することができる。

この場合、甲は、丙に対し、役務の提供及び受講料の返還を請求することはできない。

【第8条】(個人情報保護方針)

甲による本サービスの利用に関連して丙が知り得る甲の情報の管理および取扱いについては、丙が別途定める個人情報保護方針によるものとする。

【第9条】(免責事項)

- 1. 本講座は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、講座の提供を一時的に停止する場合があり、甲はこれを免責する。
 - (1)講座配信用設備の故障等により、保守、点検、修理等を行う場合
 - (2)運用上または技術上の理由がある場合
 - (3)停電、通信設備の故障、講師の死亡・病気、その他天災地変などの不可抗力による場合
- 2. 丙が提供する講座は、甲の能力を開発するために提供するものであるが、それにより何らかの成果を保証するものではない。

【第10条】(準拠法及び専属的合意管轄裁判所)

甲及び丙は、講座の受講その他本約款に関連して甲と丙の間で生じた紛争の解決については、丙の本店所在地を管轄する裁判所を第1審の専属合意管轄裁判所とすることを合意する。また、本約款の準拠法及び解釈は日本法による。

【キャンセルについて】

受講料入金完了前のキャンセルは、キャンセル料等は発生しません。

受講料の入金をもちまして、「お手続き完了」となります。

受講料入金後の受講料は理由に関わらず返金できません。

お振込案内送付後、1週間以内に入金の確認が取れない場合、キャンセル扱いとなる場合がありますのでご注意下さい。

受講申込後のキャンセルは、正式に書面にて申し入れ、これを当校が承認した場合、当校規定のキャンセル料をお支払いいただくものとします。

■講座修了の条件

以下の条件を充たした方は講座修了資格が付与されます。

- ・事前学習（e ラーニング学習）が完了していること
- ・ヨガワークーションへ参加し、対面講座を受講していること
- ・課題の提出が完了していること（レポート作成）

※体調不良等により、ヨガワークーションに参加できない場合は、別途オンライン学習に振替のうえ、修了の条件を充たすこととします